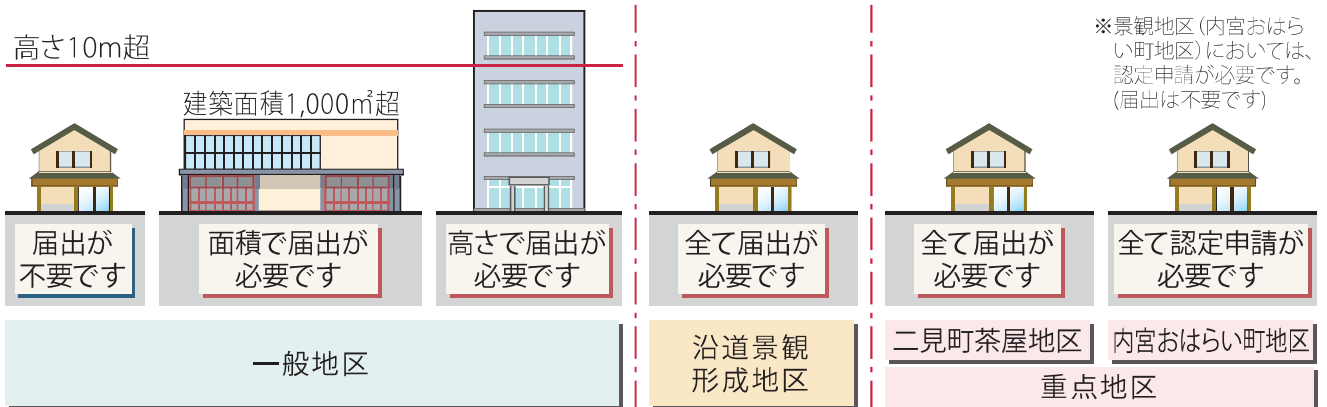


届出対象行為

※行為の届出にあたり、届出の前に事前相談を行ってください。

届出対象行為は、一般地区、沿道景観形成地区、重点地区ごとにそれぞれ定められています。



◆一般地区において届出を要する行為

一般地区において、届出が必要となる一定規模以上の行為は次のとおりです。

| | | | |
|---|--|---|----------------------------------|
| 1 | 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 | 高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの | |
| 2 | 工作物の新設・修繕・模様替・増築・改築・移転・外観を変更するもの | ①煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。)その他これに類するもの | 高さ10mを超えるもの |
| | | ②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの | 高さ30mを超えるもの |
| | | ③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの | 高さ10mを超えるもの |
| | | ④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。) | |
| | | ⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの | |
| | | ⑥擁壁、さく、塀 | 高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの |
| | | ⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 | 高さ10mを超えるもの |
| | | ⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物 | 高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの |
| | | ⑨自動車車庫の用途に供する工作物 | |
| | | ⑩汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物 | |
| | ⑪太陽光発電施設(同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの。) | 高さ10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積が1,000㎡を超えるもの | |
| | ⑫①から⑪に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの | 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(②に掲げるものにあつては30m)を超えるもの、又は、⑪に掲げるもので太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積が1,000㎡を超えるもの | |
| | ⑬その他の工作物 | 高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの | |
| 3 | 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為) | 行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの | |
| 4 | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 | | |
| 5 | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、その高さが5mを超えるもの | |